鳥取県立倉吉東高等学校育友会会則

第一章 総則

第1条 本会は鳥取県立倉吉東高等学校育友会とし、事務局を本校に置く。

第2条 本会は学校教育目的の達成のために協力すると共に、家庭教育及び社会教育の振興を 図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1. 学校と家庭との連絡を図り、併せて、家庭教育及び社会教育を改善すること
- 2. 学校施設の充実、環境整備の援助をすること
- 3. 教職員の研究活動の援助をすること
- 4. 会員相互の研修親睦を図ること
- 5. 生徒会活動等の学校行事に協力すること
- 6. ホームページなどを活用して、本会の活動を情報発信すること。
- 7. その他必要な事業

第二章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1. 倉吉東高等学校生徒の保護者
- 2. 倉吉東高等学校の教職員
- 3. 本会の目的に賛同するもので総会又は評議員会の承認を得た者

第三章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長4名 委員長3名 書記1名 会計 1名 監事 2名 評議員 90名程度 幹事 1名

- 2. 会長・副会長・委員長・書記・会計及び監事は総会で承認を得るものとする。
- 3. 評議員は会員のうちより互選し会長が委嘱する。
- 4. 幹事は本校職員のうちより会長が委嘱する。

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、評議員の任期は3年とする。なお、補欠により就任した 者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する
- 3. 委員長は委員会の会務を行う
- 4. 書記は本会の事務を処理する
- 5. 会計は本会の会計を処理する
- 6. 監事は本会の会計を監査する
- 7. 評議員はいずれかの専門委員会に属するとともに、本会の主要用務を審議する
- 8. 幹事は会務を処理する
- 第8条 本会は顧問若干名を総会又は評議員会の決議により、委嘱することができる。

第四章 総会

- 第9条 総会は毎年5月に開催し、会務の報告、会則の改正、予算・決算の決議及びその他必要 事項を協議する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - 2. 総会の議事は、出席会員の過半数を以って決定する。可否同数のとき議長が決する。
 - 3. 臨時総会を開き難い場合は、評議員会を以って総会にかえることができる。ただし、この場合は、次期総会に報告し、承認を得なればならない。

第五章 運営委員会及び評議員会

- 第10条 運営委員会は、会長、副会長、委員長、書記、会計、監事、幹事、学校長、副校長、教 頭及び事務長で構成し、本会の必要事項を協議する。また、教職員は、適宜協議に参加するこ とができる。
 - 2. 評議員会は、評議員及び会員のうちより会長が委嘱する委員会の委員で構成し、総会にかえて本会の主要用務を審議するものとし、必要に応じて、会長が召集する。
 - 3. 運営委員会及び評議員会の議事は、出席者の過半数を以って決定する。可否同数のときは議長が決する。

第六章 委員会

第11条 本会は第3条に規定する事業を行うため、次の委員会を置く。

広報委員会 人権教育推進委員会 健全育成委員会

- 2. 各委員会は、評議員又は会員のうちより会長が委嘱する委員若干名で構成し、正副委員長を置く。
- 3. 正副委員長は委員のうちより互選する。
- 4. 委員の任期は3年とする。ただし、委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。 なお、補欠により就任したものの任期は前任者の任期とする。

第七章 会計

- 第12条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってあてる。
 - 2. 会費は、総会の決議により金額を決定しこれを徴収する。
 - 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

附則

- 1. 本会則は、昭和28年4月1日より施行する。
- 2. 本会則は、平成6年4月1日より施行する。
- 3. 本会則は、平成12年4月1日より施行する。
- 4. 本会則は、平成18年4月1日より施行する。
- 5. 本会則は、平成20年4月1日より施行する。
- 6. 本会則は、平成22年4月1日より施行する。
- 7. 本会則は、平成26年4月1日より施行する。
- 8. 本会則は、平成29年4月1日より施行する。
- 9. 本会則は、令和6年4月1日より施行する。